

第 458 回 東京地方最低賃金審議会 資 料（その 1）

（目 次）

東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示 （令和 8 年 8 月 5 日 東京労働局一般公示第 188 号）	1
東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書提出者一覧	2
東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書（写）	4

東京地方最低賃金審議会の意見に関する公示

東京労働局一般公示第 188 号

令和 8 年 8 月 5 日東京地方最低賃金審議会から東京都最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、東京都の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第 2 項の規定に基づき令和 8 年 8 月 20 日までに東京労働局長あて（東京都千代田区九段南 1 丁目 2 番 1 号 九段第 3 合同庁舎）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 8 年 8 月 5 日

東京労働局長 増田 嗣郎

記

東京都最低賃金の改正決定に係る東京地方最低賃金審議会の意見の要旨

東京都最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
東京都の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,280 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書提出者一覧

(受付日順、五十音順)

(8月7日受付分)

1 東京土建一般労働組合 目黒支部 4

(8月10日受付分)

2 金融労連関東地協 5

3 東京土建一般労働組合 足立支部 6

4 東京土建一般労働組合 板橋支部 7

5 東京土建一般労働組合 大田支部 8

6 東京土建一般労働組合 江東支部 9

7 東京土建一般労働組合 品川支部 10

8 東京土建一般労働組合 渋谷支部 11

9 東京土建一般労働組合 墨田支部 13

10 東京土建一般労働組合 多摩西部支部 14

11 東京土建一般労働組合 三鷹武蔵野支部 15

(8月12日受付分)

12 コミュニティユニオン東京 16

13 東京土建一般労働組合 江戸川支部 17

14 東京土建一般労働組合 葛飾支部 18

15 東京土建一般労働組合 清瀬久留米支部 19

16 東京土建一般労働組合 多摩・稲城支部 20

17 東京土建一般労働組合 府中国立支部 21

18 目黒区労働組合総連合 22

(8月13日受付分)

19 東京土建一般労働組合 荒川支部 23

(8月14日受付分)

20 東京地方労働組合評議会 パート・非正規労働者連絡会 24

21 東京土建一般労働組合 八王子支部 25

22 東京土建一般労働組合 日野支部 26

23 東京土建一般労働組合 村山大和支部 27

(8月17日受付分)

24 足立区労働組合総連合 28

25 東京工業大学職員組合 29

26 東京土建一般労働組合 台東支部 30

27 日本金属製造情報通信労働組合 J M I T U 目黒地域支部 31

28 目黒地区労働組合協議会 32

(8月18日受付分)

29 渋谷区労働組合総連合 33

30 全日本建設交通一般労働組合 東京都本部 34

31 東京土建一般労働組合 35

32 東京土建一般労働組合 豊島支部 36

33 橋本策也 37

34 目黒自動車交通労働組合 45

(8月19日受付分)

35	品川地区労働組合協議会		46
36	全労連・全国一般労働組合	東京地方本部	 47
37	大東通信機労働組合		48
38	東京地方医療労働組合連合会		49
39	東京土建一般労働組合	中野支部	 50
40	東京土建一般労働組合	西東京支部	 52
41	東京土建一般労働組合	文京支部	 53

2026 年 8 月 6 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合目黒支部
執行委員長 佐藤 忍

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

2026 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,924 円が必要であるという結果が出されました。今回の答申は、この結果、また、昨年の増額・幅を下回り、まともな生活を営むことができない低さです。生計費に見合う最低賃金にしないかぎり、生活苦に喘ぐワーキングプアをますます生み出します。毎週土曜日に新宿都庁で民間支援団体が行っている食料配布には長蛇の列ができています。目黒の子ども食堂にも参加親子が増えています。給食のない夏休み。お腹が減っても水を飲んで我慢している子どもがいます。こんなことがあって良いのでしょうか。

労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のためには、物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。少なくとも生計費に見合う最低賃金 2000 円を求めます。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2026年8月20日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

金融労連関東地協
議長 倉澤 友輔

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 54 円引き上げて 1280 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。

こうした情勢の下、最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上

2026 年 8 月 7 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合足立支部
執行委員長 小野清

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

建設業小規模事業所の事業主の声「中東情勢の影響で建設資材が高騰し、仲間内でも経営が厳しいという話ばかりだが、物価高騰が続いているので職人の賃金を少しでもあげてやりたい。最賃引き上げを企業まかせにせず、国もしっかりと支援してほしい」にある通り、私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めます。

国には、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、最低賃金引き上げを実効性あるものにするために、中小零細事業者に対して、価格転嫁対策とともに、賃上げの原資の確保につながる直接的な公的支援策・独自の給付金創設・負担軽減策を講じてください。これにより、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。これからも、建設業界で働く私たちに、継続事業が行える仕組みづくりをお願いします。

国民の声をきちんと理解していただき、改定金額の諮問を再度行ってください。

2026 年 8 月 6 日

東京労働局長 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合板橋支部

執行委員長 成瀬 晃一

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

いま、日々の物価高騰、家賃高騰により、東京で労働者がふつうに一人暮らしをするためには月 30 万円（時給 2,000 円）が必要だと言われています。今回の答申は、最低賃金が生計費を大きく下回り、かつ、物価高騰で生活に苦しむ状況の中で、まともな生活を営むことができない低さです。

建設業の零細事業所においても、人手不足の中、雇用の確保に苦心しており、自社だけの賃上げでは競争力を失うことになるため、社会全体で賃金を確保する政策が必要です。

よって、生計費原則にもとづき、すみやかに時給 2,000 円以上とするよう、改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2026 年 8 月 6 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合大田支部
執行委員長 平林 諭司

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。2024 年のフルタイム労働者の賃金中央値に対して日本の最低賃金は 4 割台にとどまり、主要各国と比べて低いことがすでに示されています。この値は、最賃の引き上げに伴い、海外の多くの国で上昇傾向にある一方で、日本は国際的な参照基準を満たさず、低い水準が続いています。

また、直近の海外の最低賃金の引き上げについて、アジア主要国の中では、ベトナムが、2027 年 1 月からの全国平均 7.8%引き上げる案が出ています。今後、首相の承認を経て正式に公布される見通しで、前回（2026 年 1 月～）の 7.2%を上回る水準の引き上げ幅です。アメリカの大都市の中には、地域での生活費の高騰をふまえ、生活できる賃金 (Living wage) の観点から段階的な引き上げを見通しています。

生計費に見合った最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,924 円となりました。少なくともこの水準に見合う最低賃金 2000 円を求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2026 年 8 月 6 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合江東支部
執行委員長 富樫 康弘

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比較して依然として低い水準にあります。2024 年のフルタイム労働者の賃金中央値に対する最低賃金の割合は、日本では 4 割台にとどまっており、主要先進国と比べても低い水準です。多くの国では最低賃金の継続的な引き上げにより、この割合が上昇している一方、日本は国際的な参照基準とされる水準を下回る状況が続いています。

海外では、最低賃金の引き上げに向けた動きが現在も進んでいます。アジアでは、ベトナムが 2027 年 1 月から全国平均 7.8%の最低賃金引き上げを実施する方針を示しており、首相の承認を経て正式決定される見通しです。この引き上げ率は、前回（2026 年 1 月実施）の 7.2%を上回ります。また、アメリカでは、物価や住居費の高騰を踏まえ、生活できる賃金（Living Wage）の考え方に基づき、多くの大都市で最低賃金を段階的に引き上げる取り組みが進められています。

このように、生計費に見合った最低賃金へ引き上げることは世界的な潮流となっています。日本だけがこれを実現できない理由はありません。労働組合が実施した東京都の最低生計費試算調査では、25 歳単身者が月 150 時間働くことを前提とした場合、東京都北区で生活するために必要な時間額は 1,924 円と試算されています。労働者が健康で文化的な生活を営むためには、少なくともこの水準を踏まえた最低賃金が必要であり、全国一律最低賃金 2,000 円の実現を求めます。

以上を踏まえ、最低賃金の改定額について改めて諮問を行い、生計費や国際的な動向を十分に考慮した水準で再検討されるよう強く求めます。

2026 年 8 月 6 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合品川支部
執行委員長 小林 紀夫

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行った、本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により断じて容認できず、強く異議を申し出ます。

建設現場の小規模事業者からは「中東情勢等に伴う建設資材の不当な高騰により経営は極めて深刻な窮地に立たされているが、歯止めのかからない物価高から職人の暮らしを守るため、少しでも賃上げをしてやりたい。最賃引き上げを企業努力だけに丸投げせず、国が責任を持って支援すべきだ」との切実な叫びが上がっています。

国は、労働者の生活支援と中小零細企業の存続を両立させる立場から、最低賃金の引き上げを実効性あるものにする義務があります。そのためには、単なる価格転嫁対策にとどまらず、賃上げ原資を確実に確保できる直接的な給付・助成策や果敢な負担軽減策をただちに講じるべきです。企業任せの引き上げを放置したままでは、現場の倒産と雇用の縮小を招くほかありません。首都東京からこそ、真に実効性のある大幅引き上げへ踏み出すべきです。

労働者の生計費を保障する最低賃金の大幅引き上げは世界的な潮流であり、我が国だけが回避できる道理はありません。生計費の実態に見合う最低賃金「時給 2,000 円」の実現を強く求めます。

以上により、本答申を看過することはできず、改定金額の再諮問を行うよう強く要求します。

令和8年8月6日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

異 議 申 出 書

地域別最低賃金額の改正決定に関し、最低賃金法第11条の規定に基づき、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 申出人

労働組合名 東京土建一般労働組合渋谷支部
所在地 [REDACTED]
代表者 執行委員長 小倉 常良
連絡先 [REDACTED]

2 異議の対象

8月5日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月1日発効予定の東京都最低賃金を54円引き上げて、時間額1,280円とする旨の答申

3 異議申出の趣旨

今回改正された最低賃金額は、全ての労働者及び当組合員をはじめとする建設現場労働者が誰にも迷惑をかけずに自立して生活するために最低限必要な生活費を賄うには不十分であり、日本国憲法第25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活水準を満たしていない。また、重層下請け構造のもとで実質的に最低賃金水準に張り付いた収入しか得られない技能労働者を放置する水準では、建設業界の担い手確保という政策目的にも反する。よって、実際の最低生活費を積算根拠として最低賃金額を算定し直すことを求める。

4 異議申出の理由

(1) 当組合員の中には、賃金が最低賃金水準に張り付いている者が少なくない。日々の生活は、この最低賃金額を基準に成り立っている。

(2) 建設業においては重層下請け構造のもと、元請から二次、三次、それ以下の下請へと発注が下るたびに中間マージンが差し引かれ、実際に現場で作業する職人・技能労働者に渡る金額が圧縮される。その結果、技能を有する職人であっても、実際の稼働時間に対して支払われる金額を時給換算すると最低賃金水準に張り付いてしまう例がある。技能や経験が正当に賃金へ反映されない構造を放置したまま最低賃金額のみを据え置くことは、現場労働者の処遇改善につながらない。

(3) 近年、「自由な働き方」が労働者からも求められていると説明されることがあるが、これは実態として、企業が正規雇用としての雇用責任を負わずに労働力を利用するための働かせ方にほかならない。重層下請けと不安定な雇用形態のもとで最低賃金に張り付いた収入しか得られない現状を、労働者自身が望んでいるかのように語ることは実態に即していない。

(4) 最低賃金水準の収入から健康保険料・年金保険料等の社会保険料を負担すると、手元に残る金額では、日本国憲法第 25 条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができない。現行の最低賃金額は、生活実態から乖離した水準にとどまっている。

(5) 建設業界は高齢化と担い手不足が深刻な課題とされているが、重層下請け構造のもとで実質的に最低賃金に張り付いた収入しか得られない業界に、若年層をはじめとする新たな担い手が入職しようとするだろうか。最低賃金額を審議する立場にある者が、この水準の収入のみで生活した経験を踏まえて、答申金額を「妥当」と判断しているのか、当組合として強い疑問を持たざるを得ない。生活実態を伴わない審議によって決定された金額が、建設業の担い手確保に資するとは考え難い。

(6) よって、誰にも迷惑をかけず、公的扶助等に頼ることなく自立して生活していくために最低限必要となる生活費（家賃、食費、光熱費、通信費、被服費、医療費、社会保険料、税等を含む）を具体的に積算し、これを下回らない水準、少なくとも政府が当初目標に定めていた 2020 年代全国平均 1,500 円を上回る 2,000 円を最低賃金額として設定するよう強く求める。

以 上

2026年8月7日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合墨田支部
執行委員長 藤川 善清

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

8月5日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月1日発効予定の東京都最低賃金を54円引き上げて、時間額1,280円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

私たちの仲間である建設業の小規模・零細企業の事業主からは、「中東情勢の影響により建設資材の入荷が滞り、価格も高騰しているため、経営は厳しさを増している。物価高騰が続く中、職人の賃金を少しでも引き上げたいが、最低賃金の引き上げを企業任せにするのではなく、国としてもしっかりと支援してほしい」との切実な声が寄せられています。このような現場の実情を踏まえ、中小・零細企業への十分な支援と一体となった最低賃金の引き上げを国に求めます。

国におかれましては、労働者の暮らしと企業経営の双方を守る立場から、最低賃金の引き上げを実効性あるものとするため、中小・零細事業者に対する価格転嫁対策をはじめ、賃上げの原資確保につながる直接的な支援策や負担軽減策を講じてください。その上で、首都・東京から最低賃金の大幅な引き上げを実現できるよう、改定金額について改めて諮問を行っていただくよう強く要望いたします。

以上

2026年8月6日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合多摩西部支部
執行委員長 清水 政寛

8月5日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月1日発効予定の東京都最低賃金を54円引き上げて、時間額1,280円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。2024年のフルタイム労働者の賃金中央値に対して日本の最低賃金は4割台にとどまり、主要各国と比べて低いことがすでに示されています。この値は、最賃の引き上げに伴い、海外の多くの国で上昇傾向にある一方で、日本は国際的な参照基準を満たさず、低い水準が続いています。

また、直近の海外の最低賃金の引き上げについて、アジア主要国の中では、ベトナムが、2027年1月からの全国平均7.8%引き上げる案が出ています。今後、首相の承認を経て正式に公布される見通しで、前回（2026年1月～）の7.2%を上回る水準の引き上げ幅です。アメリカの大都市の中には、地域での生活費の高騰をふまえ、生活できる賃金（Living wage）の観点から段階的な引き上げを見通しています。

生計費に見合った最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,924円となりました。少なくともこの水準に見合う最低賃金2000円を求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2026 年 8 月 6 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部
執行委員長 島村 新

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により異議を申し出ます。

2026 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果では、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,924 円が必要であるという結果が出されました。今回の答申は、組合の生計費試算調査結果からも、また昨年の増額幅を下回る内容となっており、まともな生活を営むことができない低さです。

最低賃金が生計費を大きく下回り、かつ、物価高騰で生活に苦しむ状況の中で、政府は、この間の目標「2020 年代に全国平均 1,500 円」を先延ばしにし、「2030 年代前半に全国平均 1,500 円を達成する」としました。この目標では低すぎるとともに遅すぎます。生計費に見合う最低賃金にしないかぎり、生活苦に喘ぐワーキングプアをますます生み出します。それでは、最低賃金法の目的（「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」）は遂行できません。

また、建設業を営む事業主から「中東情勢の影響で建設資材が高騰し、仲間内でも経営が厳しいという話ばかりだが、物価高騰が続いているので職人の賃金を少しでもあげてやりたい。最賃引き上げを企業まかせにせず、国もしっかりと支援してほしい。」といった言葉にある通り、私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めます。

労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のためには、物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。少なくとも生計費に見合う最低賃金 2000 円を求めます。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

コミュニティユニオン東京

執行委員長 佐藤義見

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 54 円引き上げて 1280 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。しかも昨年の上げ幅よりも小さい引き上げ額など、これだけの物価高騰が続く状況を全く無視しているとしか言いようがなく、科学的根拠も薄弱な、政権の賃金抑制姿勢に阿っている、結論ありきの答申です。

最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。

こうした情勢の下、最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

2026年8月10日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合江戸川支部

執行委員長 田嶋 隆太

8月5日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月1日発効予定の東京都最低賃金を54円引き上げて、時間額1,280円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

2026年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,924円が必要であるという結果が出されました。今回の答申は、この結果、また、昨年の増額・幅を下回り、まともな生活を営むことができない低さです。

最低賃金が生計費を大きく下回り、かつ、物価高騰で生活に苦しむ状況の中で、政府は、この間の目標「2020年代に全国平均1,500円」を先延ばしにし、「2030年代前半に全国平均1,500円を達成する」としました。この目標では低すぎるとともに遅すぎます。生計費に見合う最低賃金にしないかぎり、生活苦に喘ぐワーキングプアをますます生み出します。生活が出来る事と生活が続けられることの間には大きな隔たりがあります。凌ぐのではなく安定させることが本来行政に求められるものです。現在の答申では、最低賃金法の目的（「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」）は遂行できません。ひいては憲法25条第1項に規定される生存権の観点から考えたときも、この答申のままで可能な最低限の生活は調査結果との開きから考えれば、本来の生存に必要な文化的でも健康的でもない生活となることは自明です。

労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のためには、物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。少なくとも生計費に見合う最低賃金2,000円を求めます。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2026 年 8 月 10 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合葛飾支部
執行委員長 井 岡 進

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

建設業小規模事業所の事業主の声「中東情勢の影響で建設資材が高騰し、仲間内でも経営が厳しいという話ばかりだが、物価高騰が続いているので職人の賃金を少しでもあげてやりたい。最賃引き上げを企業まかせにせず、国もしっかりと支援してほしい。」にある通り、私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めます。

国には、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、最低賃金引き上げを実効性あるものにするために、中小零細事業者に対して、価格転嫁対策とともに、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策、負担軽減策を講じてください。これにより、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2026 年 8 月 10 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合清瀬久留米支部
執行委員長 小田澤 陽一

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

2026 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,924 円が必要であるという結果が出されました。今回の答申は、この結果、また、昨年の増額・幅を下回り、まともな生活を営むことができない低さです。

最低賃金が生計費を大きく下回り、かつ、物価高騰で生活に苦しむ状況の中で、政府は、この間の目標「2020 年代に全国平均 1,500 円」を先延ばしにし、「2030 年代前半に全国平均 1,500 円を達成する」としました。この目標では低すぎるとともに遅すぎます。生計費に見合う最低賃金にしないかぎり、生活苦に喘ぐワーキングプアをますます生み出します。それでは、最低賃金法の目的（「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」）は遂行できません。

労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のためには、物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。少なくとも生計費に見合う最低賃金 2000 円を求めます。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2026 年 8 月 7 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合多摩・稲城支部
執行委員長 三橋 誠

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

建設業小規模事業所の事業主の声から「中東情勢の影響で建設資材が高騰し、仲間内でも経営が厳しいという話しばかりだが、物価高騰が続いているので職人の賃金を少しでもあげてやりたい。最賃引き上げを企業まかせにせず、国もしっかりと支援してほしい。」にある通り、私たちは中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めます。

国は、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、最低賃金引き上げを実効性あるものにするために、中小零細事業者に対して、価格転嫁対策とともに、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策・負担軽減策を講じて下さい。これにより、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のためには、物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。少なくとも生計費に見合う最低賃金 2000 円を求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2026 年 8 月 10 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合府中国立支部
執行委員長 松本 勇一

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行った、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

2026 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,924 円が必要であるという結果が出されました。今回の答申は、昨年の増額幅を下回り、まともな生活を営むことができない低さです。

最低賃金が生計費を大きく下回り、かつ、物価高騰で生活に苦しむ状況の中で、政府は、この間の目標「2020 年代に全国平均 1,500 円」を先延ばしにし、「2030 年代前半に全国平均 1,500 円を達成する」としました。この目標では低すぎるとともに遅すぎます。生計費に見合う最低賃金にしないかぎり、生活苦に喘ぐワーキングプアをますます生み出します。それでは、最低賃金法の目的（「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」）は遂行できません。

労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のためには、物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。少なくとも生計費に見合う最低賃金 2,000 円を求めます。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2026年8月10日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

目黒区労働組合総連合
議長 黒坂 操

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 54 円引き上げて 1280 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

最低賃金が時間単価となる非正規労働者の多くは昇給制度ありません。最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。

長引く物価高騰で、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、健康保険料などの引上げも実質賃金を引き下げ、労働者・住民の暮らしは一層厳しさを増しています。

中東情勢により資材高騰が生活にも大きな影を落としています。酷暑の中でも冷房の使用を控えたりしても、自己努力には限界があります。都民の命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。若者からは、家賃が高くて東京に住み続けられないと切実な声が出されています。

大手企業の夏のボーナスは平均支給額が 100 万円を超えたと報道されますが、中小企業支援とともに、労働者の実質賃金引き上げは重要となっています。

私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めるものです。

以 上

2026 年 8 月 10 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合荒川支部
執行委員長 小熊 賢一

[Redacted signature block]

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

2026 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,924 円が必要であるという結果が出されました。今回の答申は、この結果、また、昨年の増額・幅を下回り、まともな生活を営むことができない低さです。

最低賃金が生計費を大きく下回り、かつ、物価高騰で生活に苦しむ状況の中で、政府は、この間の目標「2020 年代に全国平均 1,500 円」を先延ばしにし、「2030 年代前半に全国平均 1,500 円を達成する」としました。この目標では低すぎるとともに遅すぎます。生計費に見合う最低賃金にしないかぎり、生活苦に喘ぐワーキングプアをますます生み出します。それでは、最低賃金法の目的（「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」）は遂行できません。

労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のためには、物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。少なくとも生計費に見合う最低賃金 2000 円を求めます。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2026 年 8 月12日

異議申出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 10 月 1 日から 54 円引き上げて時間額 1,280 円に改正することが適当である」とした答申は容認することはできません。

私たち労働組合が行った「2025 年版最低生計費試算調査(組合員 3,400 人分)」では、北区男性 20 代単身者モデルケースで最低生計費(月額・税込み)は、28 万 5034 円、月 150 時間換算で 1,900 円となりました。同様に杉並区では 1,964 円、世田谷区 1,954 円、いずれの区でも 1,900 円を超えました。答申された最低賃金 1,280 円とは約 600 円もの大きな開きがあり、憲法 25 条で規定している「健康で文化的な最低限度の生活を営むこと」が出来ません。

政府統計によると、東京における最賃引上げの影響率は 17.6%、東京でも多くの労働者が最賃近傍で就労していることを示しています。

最低賃金近傍で働く仲間は、円安によるエネルギー価格高騰により電気代を気にして酷暑の中でもエアコン稼働を控えなければならない状態です。熱中症になり、いのちの危険が大変差し迫っています。また、物価高騰により、「ある社員食堂は 2 割も価格引き上げがなされる」「最低賃金に張り付いているため、食費を削り食事を抜き、お水をのむことで空腹をごまかす事例」もあります。

私たちはこれまで、「最低賃金を直ちに全国一律時給 1,700 円」を求め、最低生計費調査も行い、東京で自立して生活するには最低でも 2,000 円以上が必要であると明らかにしてきました。

大企業を中心とした正規労働者は定期昇給やボーナスがあり、今年も 5% 以上の賃上げが行われましたが、最低賃金近傍で働く労働者の仲間は、最低賃金の改定しか賃上げが望めないことから、54 円の引上げでは絶対的に足りず、命と暮らしを脅かし続けることになります。

私たちは、答申に異議を申し立てるとともに、貴職に対して再度審議を行うよう求め、東京の生活実態にふさわしい最低賃金となるよう大幅に引き上げることを強く求めます。

(組合・団体名) 東京地方労働組合評議会 パート・非正規労働者連絡会

(代表者名) 代表 松崎 真介

(住所・電話) [REDACTED]
[REDACTED]

2026 年 8 月 6 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合八王子支部
執行委員長 太田 克宏

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

2026 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,924 円が必要であるという結果が出されました。今回の答申は、この結果、また、昨年の増額・幅を下回り、まともな生活を営むことができない低さです。

「20 年代に最低賃金 1,500 円」と前石破政権が掲げた目標を「30 年前半早期に」と先送りにした高市内閣。最低賃金で働く非正規労働者にとっては生活を脅かすものでありとても容認できません。最低賃金制度は本来人間らしい生活を維持するにふさわしい水準であるべきです。労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のためには、物価高騰を上回る大幅引き上げが必要で少なくとも生計費に見合う最低賃金 2,000 円を求めます。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2026 年 8 月 7 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合日野支部
執行委員長 高木 一

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。2024 年のフルタイム労働者の賃金中央値に対して日本の最低賃金は 4 割台にとどまり、主要各国と比べて低いことがすでに示されています。この値は、最賃の引き上げに伴い、海外の多くの国で上昇傾向にある一方で、日本は国際的な参照基準を満たさず、低い水準が続いています。

また、直近の海外の最低賃金の引き上げについて、アジア主要国の中では、ベトナムが、2027 年 1 月からの全国平均 7.8%引き上げる案が出ています。今後、首相の承認を経て正式に公布される見通しで、前回（2026 年 1 月～）の 7.2%を上回る水準の引き上げ幅です。アメリカの大都市の中には、地域での生活費の高騰をふまえ、生活できる賃金 (Living wage) の観点から段階的な引き上げを見通しています。

生計費に見合った最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。2025 年の引上げ額・率の 63 円・5.42%を下回る、中央最低賃金審議会答申の目安通りの 54 円という物価高騰、生活難に見合わない低額な答申は容認できません。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2026 年 8 月 12 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合村山大和支部
執行委員長 亀澤 明子

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

物価高騰が長期化し、食料品、光熱費、家賃など生活に必要な支出が増加する一方、実質賃金の低下が続き、労働者の生活は厳しさを増しています。特に、最低賃金で働く労働者にとって、現在の賃金水準では安心して生活を営むことは困難です。最低賃金は、憲法 25 条に定める健康で文化的な生活を営むための最低限の基盤であり、また地域経済を支える重要な制度です。現在の水準では、月 150 時間働いた場合でも月額 22 万円 5,000 円にとどまり、税・社会保険料等を差し引けば、安心して生活できる水準とは言えません。

政府は「2020 年代に全国平均時給 1,500 円」という目標を掲げていますが、東京は我が国の経済の中心であり、物価も全国的に高いことから、全国を先導する最低賃金の水準が求められます。

労働者の生活実態と物価上昇を十分に考慮し、最低賃金を時給 2,000 円以上へ引き上げるとともに、誰もが安心して生活できる賃金水準の実現に向け、改定金額の諮問を再度行うよう強く求めます。

以上

2026年8月14日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

足立区労働組合総連合
議長 大滝 慶司

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を54円引き上げて1280円に改正することが適当である」とする答申を行ったことに対して異議を申立てます。

答申は、中央最低賃金審議会の目安額通りの引き上げにとどまっています。足立区労連は、先に提出した東京都最低賃金審議会への意見書において、東京春闘共闘会議が行った「最低生計費調査」の結果から、東京で単身の若者が生活していくには、時間額1900円以上が必要であり、早急に時間額2000円に到達させるべきであることを申し出ました。中央最賃の目安通りの54円の引き上げは、私たちの生活実態からすれば到底納得できる水準ではありません。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。

私たち足立区労連にはたくさんの労働相談が寄せられていますが、多くの非正規労働者は最低賃金近傍で働いているのが実態です。異常な物価高騰のもとで、「ダブルワークで働いても生活が苦しい」「子どもの学校給食がなくなる夏休みが本当につらい」と悲鳴を上げている労働者にとって、今回の答申が、生活水準の向上につながる改定となっていないことは明らかです。

こうした情勢の下、最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

2026 年 8 月 14 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京工業大学職員組合
書記長 石山 修

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。2024 年のフルタイム労働者の賃金中央値に対して日本の最低賃金は 4 割台にとどまり、主要各国と比べて低いことがすでに示されています。この値は、最賃の引き上げに伴い、海外の多くの国で上昇傾向にある一方で、日本は国際的な参照基準を満たさず、低い水準が続いています。

また、直近の海外の最低賃金の引き上げについて、アジア主要国の中では、ベトナムが、2027 年 1 月からの全国平均 7.8%引き上げる案が出ています。今後、首相の承認を経て正式に公布される見通しで、前回（2026 年 1 月～）の 7.2%を上回る水準の引き上げ幅です。アメリカの大都市の中には、地域での生活費の高騰をふまえ、生活できる賃金 (Living wage) の観点から段階的な引き上げを見通しています。

生計費に見合った最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

首都圏の大学に通う大学生の多くは高止まりする学費や住居費・生活費に対して、貸与型奨学金（実質は教育ローン）を利用して通学していますが、借受金額を減らすために在学中はアルバイトに勤しむ時間が増加し、学業（勉強・研究）に励む時間が減少しているのが実態です。大学院生は大学内で TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）といった教育・研究の補助業務を行うことで、その対価として給与や手当を受けとり、経済的な支援と将来の研究者・教育者としてのトレーニングを受けています。TA・RAで受け取る賃金も最低賃金がベースになっています。大学生にとって最低賃金の大幅引き上げは、必要とする労働時間を減らし、学業に励む時間を増加させる効果があります。

2026 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,924 円となりました。少なくともこの水準に見合う最低賃金 2000 円を求めます。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2026 年 8 月 12 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合台東支部
執行委員長 寺山 邦裕

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行った、東京都最低賃金を現行額から 54 円引き上げ、時間額 1,280 円とする答申について、以下の理由により容認できないため、異議を申し出ます。

私たちは、建設従事者を組織する労働組合として、生活できる賃金と技能・技術に見合った賃金の実現を求めています。建設労働者の平均賃金は日額 17,566 円（2025 年全建総連東京都連賃金調査）にとどまっており、賃金水準のさらなる改善が必要です。

また、2025 年 12 月に全面施行された第三次担い手 3 法は、建設労働者の処遇改善と担い手確保を政策の柱としています。地域のインフラや建物を支える建設人材を確保・定着させるためにも、最低賃金についても大幅な引上げが必要です。

最低賃金は、労働者の生活を保障するための最低限の基準です。物価高騰を上回る大幅な引上げを行い、生計費に見合った水準としなければ、労働者の生活の安定を図ることはできません。

同時に、建設業をはじめとする中小零細事業者では、資材価格や諸経費の高騰に加え、価格転嫁が十分に進まず、賃上げ原資の確保が困難な状況にあります。最低賃金の引上げを実効あるものとするため、消費税や社会保険料負担の軽減など、事業者への直接的な支援策も必要です。

以上を踏まえ、今回の答申額 1,280 円では不十分であるとして異議を申し出るとともに、下記の事項を強く求めます。

記

1. 東京都最低賃金を、生計費に見合う水準として時給 2,000 円以上に引き上げてください。
2. 最低賃金の引上げを実効あるものとするため、中小零細事業者に対する賃上げ原資の確保や負担軽減など、直接的な支援策を講じてください。
3. 今回の答申額について再検討し、労働者が安心して生活できる水準まで最低賃金を引き上げるよう、改定金額の再諮問を強く求めます。

以上

2026年8月13日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

日本金属製造情報通信労働組合（略称：JMITU）
JMITU目黒地域支部 執行委員長 鳴島 孝

8月5日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月1日発効予定の東京都最低賃金を54円引き上げて、時間額1,280円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業利益を重視する経営者は、最低賃金の引き上げに反対する姿勢を見せています。一方で、中小企業の経営者の多くは「企業の力是人材だ」と考えています。中小企業の経営者は、社員の賃金を上げ生活苦からの解放を思っているのです。

大企業の下請け関係にある大部分の中小企業は、その力関係から製造単価を上げられる位置にありません。ここには何らかの規制策が必要だと訴えます。今、その規制策がすぐにもできないのであれば、最低賃金の物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

以上

2026 年 8 月 13 日

東京労働局長 増田 嗣郎 様

東京地方最低賃金審議会・改定決定の意見への異議

(組合・団体名) 目黒地区労働組合協議会

(代表者名) 議長 石山 修

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が、東京労働局長に対して行った、今年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を、54 円引き上げ 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので、異議を申し立てます。

—記—

東京都産業労働局が 6 月 29 日に発表した「2026 年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計)(令和 8 年 6 月 25 日現在)」では、賃上げの平均妥結額は 17,573 円、賃上げ率は 4.82%でした。今答申の 54 円は引き上げ率 4.40%であり、労働組合の無い会社や特にパート・アルバイトなど、非正規労働者の時給引上げ率が低く抑えられています。ただでさえ食料品などの物価高騰、急激な住居費の上昇により、実質賃金はほとんど増えていません。とても多くの働く人たちの生活維持には間に合いません。

引上げ額 54 円は、中央最低賃金審議会の目安通りの金額でしかありません。審議会の中だけの極狭環境での議論だけでなく、広く都民や働く人たちの意見を聴いて下さい。少なくともそのうえで引上げ額を決定して下さい。

以上のことから、春闘賃上げ状況や物価高騰を上回る大幅引き上げへと、ただちに改定額の再諮問を行うことを強く要請します。

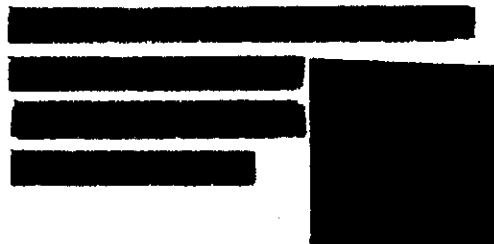
以上

東京労働局長 増田嗣郎 殿

2026 年 8 月 13 日

渋谷区労働組合総連合

代表 議長 田辺勝彦



異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 54 円引き上げて 1280 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。個人加盟労組コミュニティユニオン東京渋谷支部の組合員で長年正社員として運転業務に携わってきた男性は、トラック業界の法律が変わり 60 才で退職しましたが、その後の職場の低賃金に苦しんでいます。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、まともに食事をすることも出来ず、命や健康への影響が懸念されます。

こうした情勢の下、最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を補償する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上

2026年8月20日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

全日本建設交運一般労働組合東京都本部

執行委員長 松田 隆治

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 54 円引き上げて 1280 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。

こうした情勢の下、最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上

2026 年 8 月 17 日

異議申し出書

東京土建一般労働組合
中央執行委員長 中村 隆幸

東京地方最低審議会が東京労働局長に対して行なった、54 円引き上げて（引上げ率 4.4%）、時間額 1,280 円とする旨の答申に異議を申し上げ、最低賃金を大幅に引き上げることを求めます。以下の理由によります。

理由

2026 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,924 円が必要であるということです。今回の答申は、物価高騰が生活苦をもたらしている中で、最低生計費を大きく下回り、まともな生活を営むことはできない低さです。とうてい容認できません。調査結果に基づき、生活に必要な水準に見合う少なくとも 2000 円を求めます。

私たちは、都内 11 万人の建設従事者を組織する建設労働組合です。現在、国は、他産業に比べて長年にわたり低賃金にあった建設技能労働者の賃金を、一定の水準以上に引き上げる施策を施行しています（第三次・担い手 3 法〈建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律〉）。今春、国土交通省と建設業団体は技能労働者の賃金について、「おおむね 6%上昇」を申し合わせました。

このように、産業の一部門とはいえ、国として建設技能労働者の賃金引き上げを進めている中で、私たちは 6%でも十分と思っていませんが、今回の引上げ率 4.4%は、その 6%さえも下回っており、納得いくものではありません。

また、昨今の物価高騰、また、この間の中東情勢により、地域経済の担い手の中小零細事業者は、厳しい状況にあります。それでも、「技能労働者の賃金を上げたい」という声が寄せられています。労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、最低賃金引き上げを実効性あるものにするために、中小零細事業者に対して、価格転嫁対策とともに、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策、負担軽減策を講じてください。

最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。つきましては、東京労働局長におかれては再度諮問を行なって頂き、審議会での建設的な議論によって、中小零細企業への支援とともに、労働者・国民が求める最低賃金の大幅引き上げを実現してください。

以上

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合豊島支部
執行委員長 宮本 卓廣

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行った、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げ、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので、異議を申し出ます。

2026 年に労働組合が行った東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 時間労働で換算すると、北区で時給 1,924 円が必要であるとの結果が示されています。今回答申された 1,280 円とは時給で 644 円、月 150 時間働いた場合には月額で 96,600 円もの開きがあります。これでは、フルタイムで働いても、生計費に見合った「ふつうの生活」を営むことができる賃金水準とは到底いえません。

また、今回の 54 円、4.4%の引き上げは、2025 年の 63 円、5.42%の引き上げ額・率をともに下回っています。物価高騰が続く、食料品や光熱費をはじめとする生活に欠かせない支出が増加する中、労働者の生活実態に十分応えるものではありません。最低賃金法が掲げる「労働者の生活の安定」と「国民経済の健全な発展」を実現するためにも、物価高騰を上回り、生計費に見合う最低賃金への大幅な引き上げが必要です。

私たちが働く建設産業においても、物価や建設資材、エネルギー価格等の高騰が続いています。豊島区内の建設産業は、地域住民の暮らしを支える住宅や建築物の維持管理をはじめ、災害時の応急復旧・復興など、地域社会を支える重要な役割を担っています。一方で、現場で働く建設労働者の生活は厳しく、中小零細事業者も資材価格等の上昇分を十分に価格転嫁できず、賃上げの原資確保に苦慮しています。

だからこそ、最低賃金の引き上げを中小零細事業者任せにしてはなりません。国には、労働者の暮らしと中小零細事業者の経営の双方を守る立場から、適正な価格転嫁を徹底するとともに、賃上げの原資確保につながる直接的な支援策や、社会保険料の事業主負担の軽減など、実効性ある負担軽減策を講じることを求めます。安心して働き続けられる賃金水準の実現と、中小零細事業者が持続的に賃上げを行える環境整備は、一体で進める必要があります。

私たちは、最低賃金を引き上げることが、最低賃金近傍で働く労働者だけでなく、建設労働者を含む幅広い労働者の賃金水準の底上げにつながり、地域における消費を支え、地域経済の活性化にもつながるものと考えます。

東京で働くすべての労働者が、1 日 8 時間、週 40 時間働けば安心して生活できる賃金を保障することが必要です。生計費原則に基づき、東京都最低賃金を少なくとも時給 2,000 円以上へ大幅に引き上げることを強く求めます。

以上の理由から、時間額 1,280 円とする今回の答申には異議を申し出るとともに、東京で働く労働者の生活実態と中小零細事業者の経営実態を踏まえ、東京都最低賃金の改定金額について改めて諮問を行うことを強く求めます。

2026 年 8 月 17 日

東京労働局長 増田 嗣郎 様

東京地方最低賃金審議会・改定決定の意見への異議

橋本策也

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会(以下:審議会と略)が、東京労働局長に対して行った、今年 10 月発効予定の東京都最低賃金を、54 円引き上げ 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので、異議を申し立てます。

—記—

私は、東京労働局一般公示第 162 号に基づき、2026 年 7 月 17 日意見書『東京の最賃労働者(約半数は高齢者)の声を聞け！高齢単身女性の貧困を改善する最賃の大幅引き上げを』を提出いたしました。これは 7 月 29 日開催の第 456 回東京地方最低賃金審議会に提出されています。

しかしながらその後、審議会は 8 月 5 日上記の最賃引き上げ答申まで、2026 東京最賃引き上げにつて、専門部会を開催するなど検討を行われましたが、その内容は全く不明で、提出した意見書がどのように検討されたかも不明です。

- ① 第 456 回(7 月 29 日)、第 457 回(8 月 5 日)の議事内容は、議事録・議事概要も示されず不明です。
- ② この間行われた「専門部会」は、昨年は議事概要が示されましたが、今年は開催公示、議事概要も全く示されず、いつどこでなにが検討されたのか、全く不明です。
- ③ 8 月 5 日の「答申 案」も、中小企業支援や「年収の壁」問題には触れていますが、私が意見書で検討が必要と指摘した事項は、全く触れられていません。
- ④ しかも今回の「異議提出」も、× 切の翌日午前にはその審議を行う＝異議を読まれる時間があるのか、全くの形骸化した審議になるのではと言わざるを得ません。

東京の最低賃金は中央審議会引き上げ目安どおりと決まっており、形がい化した審議とそれを隠すための非公開・密室審議です。審議会への再試問により検討をやり直すことをとめます。

2026 年中央最低賃金審議会の引き上げ答申は、東京など A ランク 54 円とはなはだ不十分なものでした。なぜ昨年より低い引き上げ額なのか。政府方針の変更によるものと思えませんが、そのことを否定するためか、中央最低審議会は公益委員見解として、引き合あげ論拠を様々に示しています。

しかしながら、その引き上げ根拠となる諸数値について、各県別の数値は従来以上には示されませんでした。

中央審議会、同目安小委委員会も数回傍聴しましたが、昨年来からテーマとなっている、「賃金中央値」「賃金平均」ばかりか、集計がすぐに可能な「エンゲル係数」についても、県別統計は示されていません。密室・秘密審議の東京地方最低賃金審議会が、これらをどのように検討したのかは不明ですが、最初に「中賃目安どおり」の結論ありきで、県別データの示されない中では、全く検討されていないと思われます。

東京最賃の検討過程が不明なため、密室非公開で決めたことと・極めて低水準は結果であることにしか「異議」の理由が付けられません。しかし 2026 中央最低賃金審議会公益委員見解から考察して、東京最賃の決定にふさわしい検討がどうあるべきかを考え、以下記述いたします。

中央最低賃金審議会公益委員見解の議論

中央最低賃金審議会公益委員見解はまず冒頭で 定義
中賃「目安協」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」
(令和8年6月 23 日)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」とした。

最低賃金法第9条2項 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

そのうえで

「特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」とした。

この「地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるように」資料を提示することができていない。

ア 労働者の生計費

消費者物価指数

従来の「持家の帰属家賃を除く総合」のみならず以下の指標をとりあげたが、2025 と比して上昇率は低下しているとした。これが昨年以下の引き上げ額の論拠の一つである。

- ①「持家の帰属家賃を除く総合」 3.9 → 2.1%に上昇低下
- ②「頻繁に購入」する品目 4.2 → 1.2%
- ③「食料」 6.4 → 4.2%
- ④「基礎的支出項目」 5.0 → 2.2% 食料・家賃・光熱費・医療
- ⑤「1 か月に1 回程度購入」する品目 6.7 → 2.3%

東京の消費者物価指数と全国の比較

しかしながら、全国と東京の対比では、東京が物価上昇たかい。食料、特に「家賃」で全国より上昇。

	総合物価指数	持ち家の帰属を除く総合	食料	生鮮を除く食料	穀類	持ち家の帰属を除く家賃	光熱水道
全国 6/19	1.5	1.7	3.5	3.5	-0.9	0.6	-1.1
東京 6/26	1.7	1.8	3.7	3.9	-1.2	1.7	-2.0

全国的には、2025 年より「物価上昇がおさまっている」ことが低額引上げの根拠だが、各県ではどうなのか。とくに東京圏、なかでも東京区部の地価上昇→マンション価格高騰→家賃上昇を考慮する必要がある。

実質最低賃金低下

また単年度の消費者物価指数のみならず、実質賃金の低下の考慮が必要である。高い賃上げを維持することが長年の実質賃金低下の「つけ」を解消するために必要である。

2020 年基準 2026 年 7 月 (東京都区部)

最低賃金	121.0 (1013 円/時 →1226円)
消費者物価総合	113.2
持ち家帰属除く総合	115.6
食料	129.1

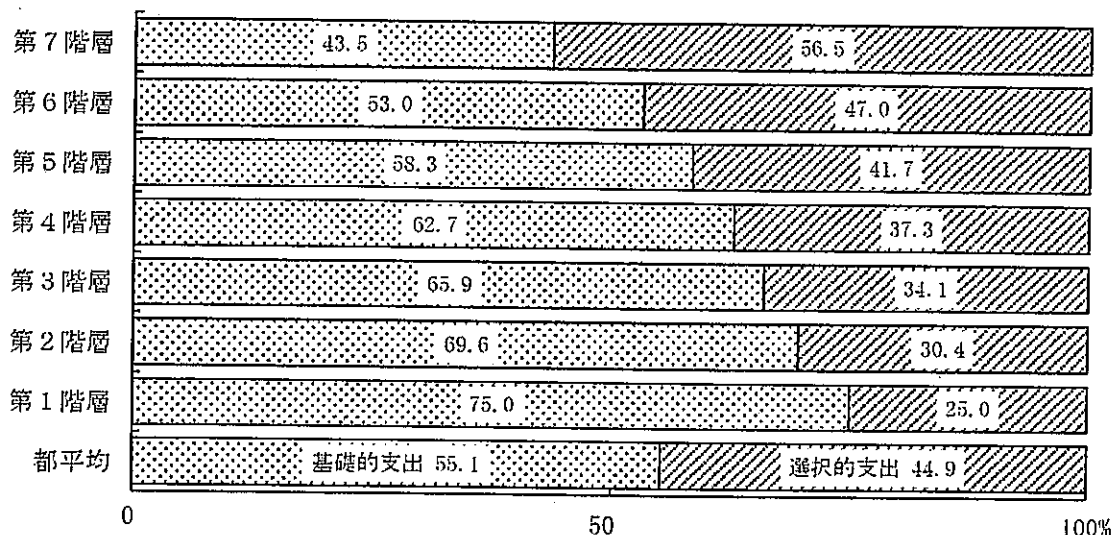
食料の数値だけを見ると、2020 年から6 年間で 最低賃金も実質低下している。

生計支出7分位階層別の基礎的支出・選択的支出の構成比(全世帯)

最低賃金の考察において、どのような消費者物価統計を考慮すべきか、中賃公益委員見解は全般的に2025年より上昇が収まっているというだけで、考察を加えていない。

以下は「都民のくらしむき」東京都生計分析調査報告」2023より

図1-10 生計支出7分位階層別の基礎的支出・選択的支出の構成比(全世帯)



収入の少ない階層ほど、食費などの「基礎的支出」の割合が高い。

中央最低賃金審議会は、参照すべき消費者物価上昇について、従来の「持ち家の帰属を除く総合」のみならず、「食料」や「頻繁に購入する品目」まで検討に入れた。これは全世帯でなく最賃労働者の支出傾向に近い考察を試みたものと考えられるが、であるなら収入階層別の支出項目の割合にそった考察をすべきである。そして各地域ごと、とくに貧富の差が拡大してる東京におけるきめ細かい考察が必要である。

食費・家賃の上昇に苦しむ最賃生活者は、昨年より引き上げ幅が低い最低賃金に納得がいかない。

エンゲル係数

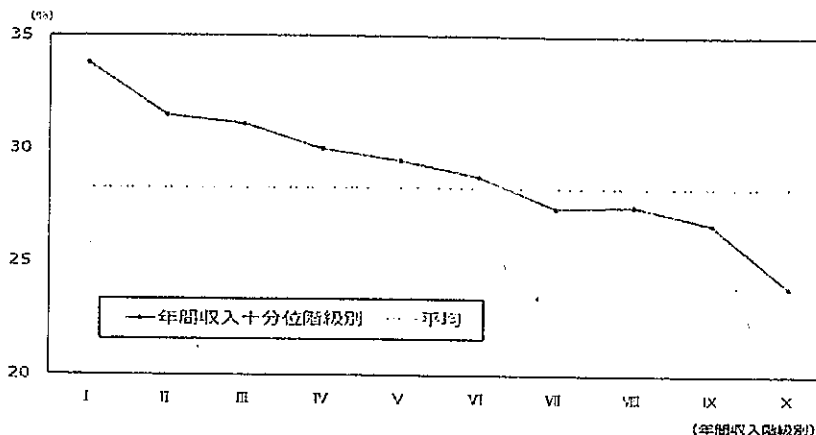
一方中央最低賃金審議会は労働者の生計費を図る指標として2025年より「エンゲル係数」に言及している。

①「エンゲル係数」 26.5 → 26.3

と若干低下、しかしここで初めて、世帯収入10分類のうち最も下位の第1分類のエンゲル係数に言及した。

☆「世帯収入第一・十分位階級」 勤労世帯では27.0%

★しかし勤労世帯にとどまらない「世帯収入第一・十分位階級」全体では30.7% 中賃参考資料 p4 より



図表1 年収階級別のエンゲル係数

★中賃公益委員見解も以下のようにのべているが、勤労世帯のみでなく所得下位世帯全世帯を考察すべきである

エンゲル係数の上昇傾向は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

最低賃金の考察だから勤労世帯の考察でいいといえるのか。高齢年金世帯が年金だけでは暮らせず、最低賃金で短時間働くというのが現実であり、この全体のエンゲル係数は上昇している。

エンゲル係数の地域差では、都市部が高い傾向はあるものの、東京が特筆されるわけではないが、この所得分類下位世帯でのエンゲル係数上昇は、最低賃金近傍労働者の生計費を考えるうえで重要ではないか。また「県別エンゲル係数」「県別・収入区分別エンゲル係数」を中央最低賃金審議会は示すべきであるし、東京審議会でも東京のエンゲル係数を把握し、検討すべきである。

東京の住居費上昇

1) 23 区新築マンション平均価格 1 億 3613 万円
(2025 年)

2) マンション平均価格対平均世帯年収比 13.3 倍
(2023 年) バブル期(1991 年)でも 8.9 倍

「持ち家政策と金融化 平山洋介(建設政策
2026 年7月号)」による。同論文は、さらに

3) 東京都心の新築マンションでも海外在住者の購入は全体の 7.5%にすぎない

4) 住宅ローンによる購入 90%超の借り入れが
23.4%

5) 20 代カップルでは、ペアローンが 35.3% 収入合算利用が 21.3% と分析している。

これらからは「パワーカップル」が支えるこのマンション価格上昇が一過性のものではないこと、全国に波及するのではなく地方との差が今後も開くことを示している。これは最低賃金に無関係ではないことを、先で考察する。

首都圏のマンション・アパート家賃

地域	種別	単身 (~30㎡)	カップル (30~50㎡)	ファミリー (50~70㎡)
東京23区	アパート	7万5611円	12万7392円	17万6803円
	マンション	11万3180円	18万1237円	25万7105円
神奈川県	アパート	6万1725円	8万6938円	10万8365円
	マンション	8万286円	11万1914円	14万2803円
埼玉県	アパート	6万1999円	7万5924円	9万6482円
	マンション	6万9332円	9万3570円	11万9704円
千葉県	アパート	6万1000円	7万3546円	9万6389円
	マンション	7万5833円	9万5408円	12万6857円

(注) 網掛けは最高値更新
(出所) アットホーム

イ 労働者の賃金

中賃公益委員見解からみると、春季賃上げはいずれも昨年水準を超えて賃上げがなされている。

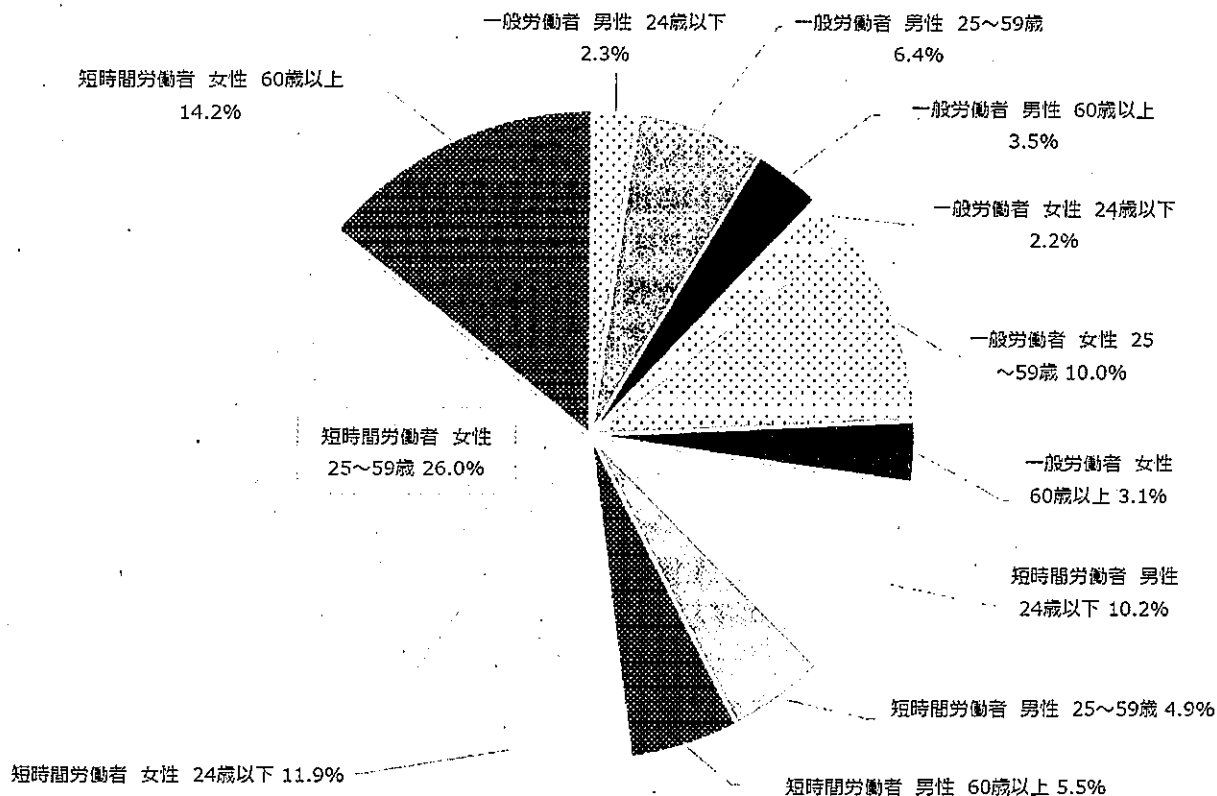
	全体	大手	中小	20人以下企業	有期・短時間
連合	5.25→5.01%		4.65→4.69%		5.81→6.18%
経団連		5.38→5.46%	4.35→4.26%		
日商			4.29→4.03%	3.54→3.52%	
厚労省			第4表③(30人未満 継続) 3.2→3.4%		

中賃公益委員見解も「第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。」が「企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続している。」としている。東京においても 都産業労働局集計:全産業総計 4.69% → 4.82%で昨年水準を超えている。ではなぜ昨年以下の最賃目安額引き上げなのか? 組織労働者による春闘賃上げを、労働組合の枠からこぼれている最低賃金引き上げにつなげる という基本的な日本労働者の賃金決定の在り方を否定することは、認められない。

ウ 最低賃金生活の労働者像

生計費、賃金ともに、全労働者の状況以上に、最低賃金で暮らしている労働者の状況が重要であることが浮き彫りにされてきている。ここで2026 中賃公益委員見解ははじめて注目すべきデータを取り上げている。

最賃近傍雇用者構成比(2025年)



(資料出所) 厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

ここでの最賃近傍労働者は最低賃金×1.1 という極めて限られたものであるが、

- 1) 女性 67.4%
- 2) 60歳以上 26.3%
- 3) 60歳以上女性 17.3%

これは(資料出所)にあるように、厚労省独自集計によるものだが、これこそ東京・各県別データが提出されるべきである。

最低賃金を検討する審議会の構成は、中央も東京も、公・労・使とも自らは最賃近傍労働者ではない。全員、「正社員」「一般労働者」「働きざかり」の範疇に属されている。だからこそ「最賃で生活する労働者の声を」と、意見陳述や最賃労働現場の実地調査などを求めているが、東京では全く行われていない。

今回の中央最低賃金審議会資料が示した資料は、最賃決定単位になる各県別が必須である。また男女・年齢・一般と短時間という雇用形態別以外にも、就労企業・事業所規模別、就労産業別などのデータを、それぞれの労働者全体と比較できるデータが必要である。さらに最賃労働としてしられる外国人労働者、最低賃金の枠外もある障がい者雇用、家事使用人労働などもどのような割合でみられるのか、資料をまとめることが求められる。

しかしそれを待つまでもなく、今回登場した最賃近傍雇用者構成比によって最低賃金近傍労働が・男女の賃金格差と・高齢者の貧困を生み出していることがわかる。

男女賃金格差の抑制のために最低賃金引き上げを

生活の根底たる「賃金」引き上げが、7割の最低賃金近傍労働者である女性に必要である。

エ 東京の最低賃金生活の労働者像

東京の最低賃金労働者

東京のマンション価格の高騰を先に考察した。もちろん1億3000万円以上の新築マンション価格の高騰は直接には、最賃生活者とは無縁であるが、新築マンション価格高騰が中古マンションから賃貸アパートにまで及び、最賃生活にのしかかっている。そしてそればかりでない社会不安と社会の分断を生み出している。

誰が億ションを買うのか

大和総研金融調査部 是枝 俊悟氏によれば

(https://www.dir.co.jp/report/column/20231013_012016.html)

「近年、東京 23 区では、30 代子育て世帯(※1)の世帯年収が急激に上昇し、中央値が 1,000 万円に迫っている。(※1) 妻が 30 代の「夫婦と子どもから成る世帯」を子育て世帯とした。

保育所の待機児童問題が解消に向かい、育休制度が整備されることにより、女性が子どもを持っても正規雇用で働き続けられるようになることで、前の世代と比べて世帯収入が大きく上昇しているのだ。

共働き率の上昇は 30 代で顕著で(58.4%→74.8%)、2022 年時点では、30 代に限れば、東京 23 区の共働き率は全国平均(72.4%)を上回っている。共働き率の上昇は 30 代で顕著で(58.4%→74.8%)、2022 年時点では、30 代に限れば、東京 23 区の共働き率は全国平均(72.4%)を上回っている。」

この共働きのもとに、前述「20 代カップルでは、ペアローンが 35.3% 収入合算利用が 21.3%」(持ち家政策と金融化 平山洋介)により、東京の億ションも、家賃平均月 26 万円の賃貸マンションも埋まっていく。たしかに東京で子どもを育てる、ましてや2人3人の子というのは、共働き正社員家庭で成り立っている。

東京の母子家庭

他方で東京の母子家庭は全国 1 位の世帯数、うち 93%が就労するが、非正規が 37%以上に。年収 300 万円未満が約半数、200 万円以下も 3 割以上。6 万世帯近くが最低賃金水準と思われる。

	母子世帯数	就業率	パート・アルバイト・派遣等	平均年間就労収入	年収 300 万円未満	年収 200 万円未満	持ち家以外
全国	119.5 万世帯	86.3%	38.8%	236 万円			
東京	116.2 千世帯*1	92.7%	36.7%		48.8%	30.5%	57.5%

全国 : 厚生労働省「令和 3 年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」令和 4 年 12 月 26 日

東京都 : 東京都福祉保健基礎調査 『東京の子供と家庭』の結果 2023.11

*1 東京母子世帯数 : 「女性活躍推進計画」 2023 年 1 月 1 日現在

この母子家庭にも、食料品とアパート家賃の高騰が押し寄せている。

東京の高齢者

私は、2026年7月17日、東京地方最低賃金審議会に意見書『東京の最賃労働者(約半数は高齢者)の声を聞け！高齢単身女性の貧困を改善する最賃の大幅引き上げを』を提出いたしました。

1) 東京の 65 歳以上高齢者(全人口の 23.4%) 312 万人のうち、就業者数は 85.5 万人(27.4%)。

(住民基本台帳より 2024 年 9 月時 65 歳以上人口を推計)

2) 60～64 歳の就業率は約 75%、65～69 歳は約 50%

3) 65 歳以上の就業者のうち、40%が女性であり、6 割が最賃近傍労働者数と想定しても 51 万人これらから東京の最賃(近傍)労働者の半数は、高齢者と想定できます。

4) 東京都の高齢者世帯の平均所得は年間約 336 万円ですが、年収 150 万円未満が 30～45%を占め、中央値は約 273 万円 (東京都福祉保健局「在宅高齢者の生活実態調査」(令和元年 12 月))

5) 東京の 65 歳以上の公的年金(国民年金・厚生年金)の平均受給額は、男性が月額約 18.4 万円、女性が月額約 12.6 万円。(厚生労働省「令和 6 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」)

6) 標準的な年金月額＝夫婦ともに厚生年金約 40 年加入の場合(基礎年金を含む)は、23 万 7,279

円。年収約 285 万円。ほぼ所得中央値だが、逆に言えば高齢者世帯の半数はこれに届かず働かざるを得ない。

7) 東京では持ち家の割合が全国よりも低く、民営の借家の割合が高い。特に 65 歳以上単独世帯では、約 5 割が借家で、そのうち民営の借家が約 3 割。(総務省「国勢調査」(平成 27 年) 東京の高齢者の現状(資料集))

8) しかも年金受給額は男女格差が極めて多い。

9) 高齢単身女性の貧困率は 44% :

「65 歳以上の一人暮らしの女性の相対的貧困率が、44・1%にのぼることがわかった。貧困問題を研究する阿部彩・東京都立大教授が、厚生労働省の国民生活基礎調査(2021 年分)の個票をもとに独自に集計し、1 月末に発表した。厚労省が同調査で発表している現役世代のひとり親世帯(44・5%)と同じ、深刻な水準だ。(2024 年 3 月 9 日 朝日新聞)

オ: 格差・貧困の拡大を防ぐための最低賃金引き上げを

歴史的につみかさねられた男女賃金格差、そしてそれが反映しての男女年金格差。東京の賃金は確かに高く、パワーカップルが億ションを買い求める。他方、母子家庭や一人暮らし女性高齢世帯が「貧困水準」。この格差・分断を、解消と言わずともせめて拡大をふせぐために、最低賃金の大幅引き上げを求めます。その影響は 60 万世帯以上に及びます。個々の福祉・住宅等施策の改善・拡充も必要ですが、広範囲に即効性のある最賃引き上げを求めます。

東京最低賃金審議会も、中小企業支援などあれほどの紙幅をついやして政府に意見するなら、この東京における格差・貧困の拡大を防ぐ観点で、東京の最低賃金引き上げ、あるいは政府への福祉・年金・住宅政策などの改善をもとめる意見を付してください。

最低賃金はなんのためにあるか

ここまでの主張に関しても、「最低賃金は福祉政策ではない」「最低賃金法の 3 要素にもとずき」という答えが予想されるが、それでいいのだろうか。

何のために最低賃金制度があるのか。企業間賃金カルテルを出発点とした日本の最低賃金制度であるが、そのあるべき水準について、EU 最低賃金指令を参照するところまで来た。この EU 指令は、最低賃金制度についても様々な歴史のある加盟国すべてに対して求められたものである。

EU 最低賃金指令が目的とするのは (第 5 条) 国立国会図書館: 外国の立法 297 (2023.9) より

当該基準の目的は、人間らしく生きられる (decent) 生活水準に到達すること、ワーキングプアを減少させること、社会的結束及び高い水準に向けた社会的収れんを促進すること、男女間の賃金格差を縮小することにある (第 5 条第 1 項)。

団体交渉の促進 (第 4 条)

団体交渉の適用率が 80%未満である加盟国は、団体交渉を容易にする条件の枠組みを定め、団体交渉を促進するための行動計画(40)を策定する義務を負う (同条第 2 項)。

時間比例原則 (pro rata temporis)

EU は最低賃金指令とは別に、パートタイム労働者が受けるべき報酬又はその他の手当は、同等のフルタイム労働者が受けるべき報酬又はその他の手当と比較した際、労働時間数に正比例して支払われるという原則を定めている。

各国の最低賃金の目的

*厚生労働省：諸外国における最低賃金決定プロセス等について(2015) などより

フランス SMIC は、報酬が最も低い労働者に「購買力の保障」と「経済発展への参加」を確保することを目的としており(L.3231-2 条) 連合総研：フランスの最低賃金制度の概要と最近の動向奥田 香子(近畿大学法科大学院)

オーストラリア：労使関係法、新職場関係法、Fair Work Act(2009)

目的 公正な最低賃金というセーフティネットを設定し維持すること

インドネシア：労働法(2003)

目的：労働法において、すべての労働者が人間性という観点から適切な生活を享受する権利を有すること、そのために政府が労働者を保護する賃金政策を確立することを規定

フィリピン：賃金合理化法(1989)

目的：労働者とその家族の適切な生活水準を保障すること
生産の成果を正當に分配する労働権を保障すること
産業の分散により地方での雇用の創出を高めること
企業と産業に正當な投資、拡大、成長のリターンを得るようにさせること

ベトナム

労働法において、最低賃金は、通常の労働条件において最も単純な作業を行う被用者に払われる最も低い報酬であり、当該被用者及び家族の最低生計費ニーズを保障しなければならない、とされている。

韓国最低賃金法(1986)

目的：法において、最低賃金の保障により、労働者の生活の安定と労働力の質の向上を図り、もって国家経済の健全な発展に貢献することを規定

いまこそ日本もワーキングプアの減少、格差拡大防止、男女賃金格差の是正のために、最低賃金を考えるべきである。そして各国でも求められている、労働者一人だけでなくその家族の生活水準もみたら最低賃金が必要である。各国の規定は、以下のILO条約をベースにしている。

ILO条約第131号(1970年ILO採択、1971年日本批准)

第3条 a「労働者及びその家族の必要であって国内の賃金の一般的水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的な生活水準を考慮に入れたもの。」

これまで見てきたように最低賃金労働は、若年未熟練労働者を対象としたものではない。東京などすでに地場賃金は上昇しており、最賃近傍労働は、女性、高齢者が半数以上である。そして母子家庭など家族的責務をになう労働者も少なくない。社会的セーフティネットを担っている制度である。

まず、最低賃金と生活保護水準との比較において、母子家庭モデルでの比較を行い、最低賃金の引き上げを求める。またすべての労働者に適応される最低賃金の引き上げにより、男女賃金格差の抑制・解消、年齢や障がいの有無、国籍による格差などすべての賃金格差の抑制・解消のための社会政策とすることを求める。それにより、最低賃金引き上げに伴い必要となる中小企業・事業者の支援を、生産性向上とは別にして無条件に公共として行うことができる。「給付的税額控除」やさらには「ベーシックインカム」まで論議される中で、最低賃金の大幅引き上げ、制度改革が日本社会の在り方として問われている。「最下位争いのチキンレース」と各県の最低賃金引き上げを見る前に、せめて東京では現実の最低賃金生活者の姿から、最低賃金制度の社会的役割を見据えた大幅な引き上げを行ってほしい。

しかし、この数年再三指摘してきたにもかかわらず、今年はさらに審議内容が全く不明で密室審議、全く形骸化した審議と言わざるを得ない。再試問による審議のやり直しを強く求めます。

以上

2026年8月15日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

目黒自動車交通労働組合
執行委員長 知念 正男

8月5日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月1日発効予定の東京都最低賃金を54円引き上げて、時間額1,280円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、中小企業経営者の声「社員の賃金を上げたい。でもガソリン代や材料費が上がっていて、経営は大変。お客さんや親会社に請求しているが、追いつかない、中小企業への支援策をもっと広げてほしい」にある通り、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。

大企業ばかり税制で優遇するのではなく、苦しい経営の中でも、まじめに納税している中小・零細企業にこそ、税や社会保障の面で援助を強めて下さい。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

以上のことから、改定金額の諮問を再度行うことを、強く要望するものです。

2026年8月18日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

品川地区労働組合協議会

議長 木下 伸幸

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行った「東京の最低賃金を54円引き上げて1280円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。

東京地評の2026年生計費調査では20代単身者で1997円が必要との結果が出ており、今回の答申は、暮らし改善には程遠い改訂です。しかも、円安、米国のイラン戦争の影響もあり、長引く物価高騰で、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、労働者の暮らしは一層厳しさを増しています。誰もが安心して暮らせるには生計費に見合う最低賃金額2000円の実現が不可欠です。中央最低賃金審議会が示した今回の低水準の目安額は政府・財界の意向に沿ったものであり、労働者の暮らしに向き合ったものとは到底言えません。

最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給2000円への引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上

2026年8月18日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

全労連・全国一般労働組合東京地方本部
中央執行委員長 山田 博樹

東京最賃審議会の答申に対する異議申立書

去る8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会は、東京都の最低賃金について「54円引上げ、時間額を1,280円とする」改訂決定の答申を行いました。これについて、下記のとおり異議を申し立て、審議のやり直しを要請します。

私たち全国一般は、先月提出した「意見書」でも申し述べたとおり、民間の中小零細企業の職場が多く、その賃金実態は、定昇制度もなく、賃上げもままならず、初任給も最賃に張り付いており、最賃が上がらなければ賃金も上がらないのが実情です。今年の春闘での賃上げも、多くの職場では、今の異常な物価高騰を補填するものには程遠いものです。

今回出された答申は、当労組が出した意見書を含め、これまでの審議会で紹介された私たちの意見が真剣に議論された結果とは到底思われません。もともと先進国で最低と云われる最賃であり、そして物価高騰が続く下では、今回の答申はとても容認できるものではありません。現行最賃で苦しい生活を余儀なくされている多くの労働者からは、「時給2,000円は必要だ」との切実な声が上がっています。

審議会は意見陳述を拒否していますが、時給2,000円以下では、今、どれだけ大変な生活を強いられるか、労働者の話を直接聞くべきです。首都圏で意見陳述を拒否しているのは東京だけです。改めて私たちの意見を真摯に受け止めて頂き、以下の要請事項の実現に向けての審議のやり直しを要請します。

記

1. 東京では今すぐ時給1,500円以上とする大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 貧困にあえぐ労働者の意見を受け止めた審議・答申を求めること
3. 審議会の全面公開と労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

2026年8月17日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

大東通信機労働組合
執行委員長 山下 真司

8月5日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月1日発効予定の東京都最低賃金を、54円引き上げて時間額1,280円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

2026年に私たちの関係する労働組合が行なった、東京の「最低生計費試算調査」結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,924円が必要であるという結果が出されました。今回の答申はこの結果、また、昨年の増額・幅を下回り、まともな生活を営むことができない低さと言わざるを得ません。

私たちの会社にもパートやアルバイトの方が多く働いています。その人たちの意見を紹介します。

- ・病院診療・薬代の負担が大きい。
- ・健康保険・介護保険料の負担が重い。
- ・光熱費や食費が高騰し、家計が一向に楽にならない。
- ・子どもの学費負担が重い、塾なども思い通り通わすことができていない。
- ・(高齢で働いているのは)年金だけでは、家族ともども生活できないから。
- ・・・などなど。

労働組合でも、時間労働従事者の時給アップを要求していますが、会社は「法律(最賃)には違反していない」と主張し、私たちの要求に応えようとしません。上記意見のように、現行最賃額(時給)では生活にゆとりが持てていないのです。

労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のためには、物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。少なくとも生計費に見合う最低賃金2000円を求めます。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

以上

2026年8月20日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

東京地方医療労働組合連合会

執行委員長 嘉瀬 秀治

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 54 円引き上げて 1280 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

医療・介護分野は政府の政策の影響を受ける公的産業でありながら、2024 年度「賃金構造基本統計調査」によれば看護師の所定内賃金は、全産業と比較して月額 20,000 円低く、介護職に至っては同 83,333 円も低くなっています。年収ベースでは数十～百万円以上の格差があり、公的産業に従事する専門職として、社会的役割に相応しい賃金水準とは到底言えるものではありません。ケア労働者の賃金が全産業平均にも及ばない低水準では、現状の人手不足に歯止めがかかるはずがありません。医療・介護職は選ばれない職種になりはじめており、人員確保が困難になっています。ケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、賃金水準の引き上げは待ったなしで、そのためにも最低賃金の引き上げが重要になっています。

また、最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。

こうした情勢の下、最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上

2026 年 8 月 17 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合中野支部

執行委員長 深石 武史

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

1. 深刻な物価高騰に対する生活防衛の不足

実質賃金の目減り：近年の食料品やエネルギー価格をはじめとする記録的な物価高騰に対し、現行の引き上げ幅（54 円・1,280 円）では労働者の生活水準の維持すら困難であり、実質賃金の低下に歯止めがかからない。

憲法が保障する人間らしい生活の困難：最低賃金は「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためのものであるべきだが、現在の首都圏における実際の生活コストや家賃・光熱費の高騰を考慮すると、全く不十分である。

2. 人手不足の解消と優秀な人材の確保・定着

他都市・海外との競争力：東京は全国で最も生活費や家賃が高く、また深刻な人手不足に直面している。より高い賃金を求めて労働者が離職したり、近隣県や他の選択肢に流出したりすることを防ぐには、さらに思い切った引き上げが不可欠である。

適正な対価による生産性向上：低すぎる賃金は労働意欲の低下や離職率の上昇を招く。適切な賃金水準の設定こそが、働きやすい環境づくりと長期的・安定的な人材確保の基盤となる。

3. 「尊厳ある生活」と内需の拡大・経済の好循環

国内消費（内需）の活性化：働く人々の手取りを増やすことが、消費の拡大につながり、それがめぐりめぐって地域経済全体を活性化させる原動力となる。

「賃上げと経済の好循環」を実現するためには、より踏み込んだ水準が必要である。

ワーキングプアの根絶：働く意欲を持ちながらも貧困から抜け出せない人々を救い、格差を是正するためには、社会全体で支えるセーフティネットとして、さらに高水準な最低賃金の設定が強く求められる。

以上の理由から、今回の答申における引き上げ額では労働者の生活を守るには到底不十分であり、昨今の急激な物価高騰や首都圏の実態に鑑み、より一層の大幅な引き上げ（さらなる高水準化）に向けた再検討を強く求めるものである。

2026 年 8 月 19 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合西東京支部
執行委員長 島崎慶一

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

2026 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,924 円が必要であるという結果が出されました。今回の答申は、この結果、また、昨年の増額・幅を下回り、まともな生活を営むことができない低さです。

最低賃金が生計費を大きく下回り、かつ、物価高騰で生活に苦しむ状況の中で、政府は、この間の目標「2020 年代に全国平均 1,500 円」を先延ばしにし、「2030 年代前半に全国平均 1,500 円を達成する」としました。この目標では低すぎるとともに遅すぎます。生計費に見合う最低賃金にしないかぎり、生活苦に喘ぐワーキングプアをますます生み出します。それでは、最低賃金法の目的（「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」）は遂行できません。

仲間の実態は依然として週 6 日働き、酷暑日も、悪天候日も働いています。賃金が低いことが働かざるを得ない最大の要因です。西東京市におけるパート、アルバイトの募集は最低賃金に張り付いています。家賃も交通費も食費も学用品費も上がり、もう節約できないという多くの声が届いています。中小零細事業者に対して、価格転嫁対策とともに、直接的な支援策、負担軽減策を行う事、最低賃金で働く労働者の賃金を上げることは地域経済活性化に非常に有効な手立てです。労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展のためには、物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。少なくとも生計費に見合う最低賃金 2000 円を求めます。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2026 年 8 月 17 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合文京支部
執行委員長 大谷 隆司

8 月 5 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 1 日発効予定の東京都最低賃金を 54 円引き上げて、時間額 1,280 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し出ます。

建設業小規模事業所の事業主の声「中東情勢の影響で建設資材が高騰し、仲間内でも経営が厳しいという話ばかりだが、物価高騰が続いているので職人の賃金を少しでもあげてやりたい。最賃引き上げを企業まかせにせず、国もしっかりと支援してほしい。」にある通り、私たちは、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めます。

国には、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、最低賃金引き上げを実効性あるものにするために、中小零細事業者に対して、価格転嫁対策とともに、賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策、負担軽減策を講じてください。これにより、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

- ・生活が大変です。賃金をあげてください。
- ・現状ナフサの影響もあり、価格交渉もままなりません。最賃の底上げをお願いします。
- ・物価は高騰しているのに東京都の最賃はそれに見合うだけ引上げされていません。人間的な生活ができるように、大幅な賃金引き上げを要望します。
- ・30 年以上も日本人の給料が下がっているのは異常すぎる。そして現在は物価高。私たちに死ねと言っているのか。いいかげんにしてくれ。早く賃金をあげてくれ。
- ・生活が苦しくて家族で旅行もできません。賃金をあげてください。
- ・平均賃金の引上げ希望
- ・職人の賃金をあげないとさらに若い方がこの業界に入職してこないと思います。そして離職する方も増える一方だと思います。最賃のアップをしてください。